

鹿屋市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

鹿屋市予防接種事故災害補償規則（平成18年鹿屋市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ア中「4,420万円」を「4,530万円」に改め、同号イ(ア)中「4,420万円」を「4,530万円」に改め、同号イ(イ)中「29,431,000円」を「30,164,000円」に改め、同号イ(ウ)中「22,468,000円」を「23,027,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市予防接種事故災害補償規則第5条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日から適用する。